

【要望事項】

## 道路特定財源の安定的確保について

道路は、住民生活や社会・経済活動を支える基本的かつ重要な社会資本である。特に、半島地域に位置し、道路整備が立ち遅れている本県にとって、地域産業の活性化や東南海・南海地震への備えなど、地域住民が安全で快適な暮らしを実現するためには、高速道路をはじめとする道路網の整備が不可欠である。

このような中、地方では厳しい財政状況においても、必要な道路整備を進めるために、道路特定財源だけでなく、やむを得ず多額の自主財源を充当してきたところである。

よって、地方に真に必要な道路整備が、これ以上遅れることのないよう次の事項について格段の配慮を要望する。

### 記

- 1．道路特定財源については、租税特別措置法の改正手続きを年度内に確実にを行うことにより関係諸税の暫定税率を延長し、道路の整備・維持管理に必要な財源として安定的に確保すること。
- 2．道路特定財源の受益者負担の趣旨にそぐわない一般財源化や他へ転用することなく全額道路整備に充当すること。
- 3．遅れている地方の道路整備と計画的修繕・更新を地方公共団体が主体的に行うため、地方道路整備臨時交付金制度を継続し、拡充すること。

平成19年11月6日

和歌山県市長会  
会長 玉置 三夫

和歌山県町村会  
会長 奥田 貢